

1 ふくしま産業復興投資促進特区

平成24年2月29日申請
福島県商工労働部

県と59市町村の共同申請

4月20日認定 (福島第2号)

目的

東日本大震災からの復旧・復興を図るため、「ふくしま産業復興企業立地補助金」と復興特区の優遇措置を併せて活用することにより、製造業等の企業の新・増設を促進し、被災者等の雇用の場を創出する。

区域

県内59市町村の工業団地や工業専用地域等777ヶ所を復興産業集積区域に設定

業種

輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業 (7業種)

投資や雇用を行う企業が対象

税制優遇

- ① **新規立地促進税制**(法第40条)
新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税
 - ② **事業用設備等に係る特別償却等**(法第37条)
機械・装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除
 - ③ **法人税等の特別控除**(法第38条)
被災被用者の給与等支給額の10%を税額控除
 - ④ **研究開発税制の特例等**(法第39条)
開発研究用減価償却資産の即時償却+12%税額控除
 - ⑤ **地方税の課税免除又は不均一課税**(法第43条)
施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税
- ※税の優遇措置は、原則としてH28.3まで
- 選択適用

お問い合わせ先:福島県庁企業立地課 Tel:024-521-7882

2 ふくしま医療関連産業復興特区

県の単独申請

3月16日認定 (福島第1号)

目的

県内企業の新規参入と県外企業の進出を促進し、医療関連産業の飛躍的な集積を図り、雇用の場を創出する。

区域

県内全域

規制緩和

- **医療機器の製造販売業等の許可基準の緩和**(法第35条)
(薬事法施行規則の特例)
- ・製造販売業: 総括製造販売責任者が必要
 - ・製造業: 責任技術者が必要
→実務経験(3年)を不要とする。(特別講習で代替)

お問い合わせ先:福島県庁産業創出課 Tel:024-521-7282